

北杜市封筒への広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成19年北杜市告示第57号。以下「要綱」という。)に基づき北杜市封筒への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、封筒の裏面とする。

2 広告枠の割り振りは、広告主による公開抽選とする。

(広告の枠数等)

第4条 募集する広告の枠数は、その都度市長が定めるものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる枠数を上限とする。

(1) 角形2号封筒 8枠

(2) 長形3号封筒 4枠

(3) 前2号以外の規格の封筒 前2号を基準としてその都度市長が定める。

2 広告掲載希望者が広告を掲載することができる枠数は、広告の掲載を募集する封筒の区分ごとに1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠数に満たないときは、複数枠の利用を認めることができる。

3 広告の申込みの枠数が募集している広告の枠数に満たないときは、当該募集による広告の掲載は行わないものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる規格とする。

(1) 角形2号封筒で8枠以内の場合 1枠の大きさ縦60mm、横100mm

(2) 長形3号封筒で4枠以内の場合 1枠の大きさ縦40mm、横100mm

(3) 前2号以外の規格の封筒の場合 前2号を基準としてその都度市長が定める。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 角形2号封筒及び長形3号封筒 10,000枚印刷した場合1枠につき10,000円
- (2) 前号以外の場合 前号を基準としてその都度市長が定める。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、市長が定めた印刷枚数の使用が終了するまでとする。

(掲載の申込期間)

第8条 広告の掲載の申込期間は、広告の掲載を募集する封筒の区分に応じ、その都度市長が定める。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。